

指針第1号様式

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社 J E R A
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
工場等の名称	株式会社 J E R A 新名古屋火力発電所
工場等の所在地	名古屋市港区潮見町34番地
業 種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	発電出力…3,058,000kW(コンバインドサイクル発電方式)使用燃料…液化天然ガス(LNG)
計 画 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公 表 期 間	令和4年6月15日 ～ 令和7年3月31日		
公 表 方 法		掲 示 関 覧	(場 所)
	○	ホ ー ム ペ ー ジ	(HPアドレス) https://www.jera.co.jp/business/thermal-power/environment/anathermal/
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-614-7320		

指針第1号様式

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

【環境方針】

エネルギーは社会・経済を支える基盤であり、電源構成については環境、安定供給、コストなど多角的な視点から検討される必要があります。現状に鑑みると、石炭火力は安定的かつ安価な電源として多くの国で利用されている一方、技術革新を背景に再生可能エネルギーの利用が世界的に拡大しております。

JERAは、国内火力発電業界のリーダーとしてエネルギー基本計画に代表されるエネルギー・環境政策を尊重すると共に、再生可能エネルギーの開発も積極的に推進するなど、持続可能な環境・社会・経済の実現を目指してCO2排出量削減に向けた取り組みを進めてまいります。

【JERA環境コミット2035】

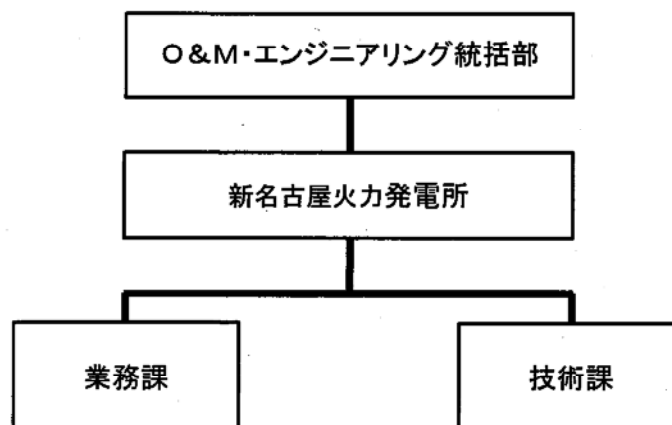
JERAは次の取り組みを通じて、2035年度までに、「国内事業からのCO2排出量について2013年度比で60%以上の削減を目指します。」

- ・国の2050年カーボンニュートラルの方針に基づいた再生可能エネルギー導入拡大を前提とし、国内の再生可能エネルギーの開発・導入に努めます。

- ・水素・アンモニア混焼を進め、火力発電の排出原単位低減に努めます。

「JERA環境コミット2035」は政策との整合性およびその実現下における事業環境を前提としています。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		5,728,761	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 算） 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	5,728,761	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量	目標削減率		
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量	目標削減率		
原単位あたりの 排出量	0.3649	kg- CO ₂ / kWh	0.3649	kg- CO ₂ / kWh	0.0	%

（2）目標設定の考え方

火力発電所では、天候、お客さまの電気の使用事情に加え、当社全体での効率的な設備の運用結果によって発電電力量が増減し、それに伴いCO₂排出量も増減します。このため、自らの削減努力が反映可能な原単位として、発電電力量kWhあたりのCO₂排出量を目標としました。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進（照明、OA機器、その他）	昼休み、退社時、不使用時の照明切、OA機器の電源切により所内電力を削減する。	—
省エネルギー・省資源の推進（冷暖房〔空調負荷低減〕）	事務所内の空調温度を適正にする。	夏場：冷房28℃（6月～10月） 冬場：暖房20℃（11月～5月）
工場等の製造工程における対策	発電設備の性能向上施策を検討し、実施する。	—
省エネルギー・省資源の推進（その他）	職場・家庭等において、階段利用、自転車・徒歩利用などCO2削減に関する行動を個人で実践する。	—
廃棄物の排出抑制	コピー用紙の効率的活用（両面コピー・縮小コピー）、事務所内のゴミ分別を徹底する。	—
自動車利用における取組	次世代自動車（電気自動車）の導入・利用推進	—

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・文房具類のグリーン購入の推進・社員、従業員等への定期的な環境教育の実施 |
|---|

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「N o 時間外ウィーク」、「N o 時間外デー」を設定し、定時退社に努める。・夏季軽装（クールビズ）を徹底する。 |
|---|